

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年3月19日)

[件名]

- 令和6年能登半島地震に係る被災地支援について  
(危機管理政策課) … 2
- 災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領の策定について  
(危機管理政策課) … 4
- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について  
(危機対策・情報課) … 6
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第24報)  
(原子力安全対策課) … 7

## 危機管理部

## 令和6年能登半島地震に係る被災地支援について

令和6年3月19日  
危機管理政策課

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に係る本県の被災地支援の実施状況は、以下のとおりです。

現在は物資管理業務等に加え、復旧・復興に向けて技術職員の派遣、ボランティア業務を行う職員災害応援隊の派遣を行っています。

今後も、被災地の支援ニーズや復旧・復興へのフェーズ移行に応じ、志賀町等と調整し、中長期支援も含めた必要な支援を実施していきます。

※現在、4月以降の長期職員派遣を調整中（国・全国知事会調整）

### 【支援実施状況（3月18日現在）】

#### （1）石川県志賀町への支援

・関西広域連合のカウンターパート支援として、石川県志賀町への職員派遣等を継続実施。

※志賀町への対口支援団体：愛知県（総括）、神奈川県、横浜市、鳥取県、岡山市、佐賀県

#### ＜支援職員の派遣状況＞

業務等	期間	延人数	活動内容
情報連絡員	1/5～ 継続中	38人	町役場での情報収集、連絡調整、助言提案、支援物資管理のサポート等
支援物資管理等	1/6～ 継続中	375人	町役場等での支援物資の受入れ・仕分け・配送、物資ニーズの集約、ワンストップ窓口等 ※4月から物資管理業務の業者委託を予定
避難者健康調査	1/6～ 継続中	52人	避難所等での保健師による避難者の健康調査・相談対応、避難所の衛生対策の支援等
職員災害応援隊	2/14～ 継続中	29人	被災家屋の片付け、がれき撤去等のボランティア業務
技術職員の派遣	2/26～ 継続中	7人	2/26～3/2 建築1名+事務1（公費解体） 3/4～3/31 農業土木2名（農地農業用施設復旧）、 土木2名（土木復旧）、建築1名（公費解体）
＜以下、終了分＞			
応急危険度判定	1/6～13	9人	先遣隊調査、被災建築物応急危険度判定の実施
水道復旧支援	1/6～10	2人	米子市水道局職員による通水エリア拡大作業支援
家屋被害認定調査	1/28～2/23	20人	罹災証明に係る被害家屋調査
計		532人	市町村職員94人含む

#### （2）石川県等への支援

・関係省庁、全国知事会、関西広域連合等の要請に応じて、人的・物的支援を継続実施。

#### ＜主な人的支援＞

業務等	期間	延人数	活動内容
＜以下、終了分＞			
感染症対策	1/10～24 (終了)	4人	石川県庁での避難所感染症対策及び1.5次・2次避難の体制確保等支援（全国知事会としての派遣）
関西広域連合 情報連絡員	2/12～15 (終了)	2人	関西広域連合現地支援本部（石川県庁）での情報収集、連絡調整等
1.5次避難所等 情報整理・提供	2/5～2/19 (終了)	2人	石川県庁での病院から1.5次避難所への入所者の情報整理・提供等事務支援（全国知事会としての派遣）
緊急消防援助隊 鳥取県隊	1/10～19 (終了)	231人	輪島市の火災現場での行方不明者捜索・土砂災害集落捜索、穴水町消防署での救急活動等
緊急消防援助隊 航空支援隊	1/18～28 (終了)	6人	小松空港で活動する県・市のへのりの運航調整 ※鳥取県防災へのりは検査中のため隊員のみ派遣

※その他、鳥取DMAT（災害派遣医療チーム）、鳥取DWAT（災害派遣福祉チーム）、JMAT（日本医師会災害支援チーム）、広域緊急援助隊（県警）等

#### ＜主な物的支援＞

- ・関西広域連合の要請により、石川県七尾市へブルーシート5,000枚を提供（1/5）
- ・全国知事会の要請により、石川県へブルーシート2,000枚を提供（2/16）

### (3) ボランティア

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が募集し、3月5日より鳥取県災害ボランティア隊を派遣中(延人数15人)。志賀町で職員災害応援隊とともに活動(被災家屋の片付け、がれき撤去等)。

### (4) その他支援

- ア 災害義援金の受付(1/4～本庁舎、各総合事務所等)  
県で災害義援金募金箱を設置し、寄せられた義援金は日本赤十字社を通じて石川県に贈呈
- イ ふるさと納税の代行受付(1/5～石川県及び志賀町)  
寄付金額 84,228,112円(3,713件) ※3/17時点、申込ベース
- ウ 県内への避難者の支援
  - ・被災者受入支援総合相談窓口の開設(1/5～)  
→相談受付7件、うち県内への避難受入れ3件(3/18時点)
  - ・県及び市町村で159戸の被災者受け入れ住戸を確保(3/18時点)
  - ・被災者生活支援金の支給、生活福祉資金の貸付

### 【参考】能登半島地震に係る被害等の状況

○石川県・志賀町における人的・住家被害状況(3/15現在)

	人的被害(人)				住家被害(棟)					
	死者	重傷	軽傷	合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
石川県	241	312	876	1,429	8,534	15,523	49,788	6	5	73,856
うち志賀町	2	7	96	105	439	1,776	2,932	6	5	5,158

○志賀町の災害復旧状況(3/15時点)

- ・避難所…避難所13箇所、避難者370人(自主避難所含む、順次縮小の方向)
- ・水道…3/2町内全戸で通水完了、3/4から飲用可
- ・災害廃棄物：町内集積場所2箇所(発生量約29万トン(約44年分))
- ・仮設住宅…194戸建設(うち32戸完成)、入居者決定89戸(うち12戸引渡完了)
- ・罹災証明書…申請6,929件、発行5,658件
- ・ボランティア…ニーズ902件、未対応220件(ボランティア受付人数3,760人)



(災害ボランティア隊出発式)



(被災家屋のがれき撤去)



(志賀町ワンストップ窓口)

# 災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領の策定について

令和6年3月19日  
危機管理政策課

災害時における行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者の氏名等情報の収集及び公表について、このたび、国の「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月）、市町村等の関係機関の意見等を踏まえ、本県における基本的な考え方や実施方法を定めた実施要領を策定しました。

## 【実施要領の概要】

### 1 策定目的

災害発生時の救出・救助活動の迅速化等を図るため、災害による安否不明者等及び死者の氏名等情報の収集及び公表について、基本的な考え方や実施方法を定める。

### 2 基本的な考え方

- (1) 発災後72時間は人命救助において極めて重要であり、災害状況を踏まえ救出・救助活動の迅速化に資すると判断される場合は、安否不明者等の氏名等の情報収集・公表を速やかに判断・実施する。
- (2) 個人情報の活用に当たっては、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者に十分に配慮する。
- (3) 死者に関する情報の公表は、死者の尊厳が社会の基礎であることを踏まえ、公益性や遺族の同意等を考慮して判断する。

### 3 対象とする災害

災害発生により多数の安否不明者等及び死者が生じ、氏名等の情報を公表することで救出・救助活動の迅速化に資するなど公益上の必要があると判断される場合。

### 4 情報の収集・共有、公表

#### (1) 情報の収集・共有

県は、安否不明者等情報の共有により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合、市町村に情報を照会し、収集した情報を救出・救助関係機関と共有する。

#### (2) 情報の公表

##### ア) 安否不明者等

- ・県は、市町村及び救出・救助関係機関の意見を聴いた上で、氏名等の公表により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合に公表する。
- ・人命救助の迅速化を優先し、個人情報保護法上第三者である家族の同意は確認しない。
- ・住民基本台帳の閲覧制限や所在情報秘匿事由がある者等の情報は公表しない。

##### イ) 死者

- ・県は、報道機関から公表の要請があるなど社会的関心が強く、氏名等の公表に公益上の必要があると認められる場合に公表する。
- ・遺族の同意が無い者等の情報は公表しない。

##### ウ) 公表する項目

- ①氏名（漢字・フリガナ）、
- ②住所（町名又は大字名まで）、
- ③年齢（又は年代）、
- ④性別

<参考>従来の方針からの変更点等

	従来の方針(県地域防災計画)	新方針
公表の考え方 【変更なし】 ※表現の適正化	(行方不明者)公表の公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に判断する。	(安否不明者等)氏名等の公表が救出・救助活動の迅速化に資すると判断する場合には、速やかに公表する。
家族等の同意 【変更あり】	原則、家族等の近親者から同意を得る。緊急な対応が必要な場合は、人命保護と個人情報保護との優先順位を踏まえて判断する。	人命救助の迅速化の観点から、 <u>家族等の同意は不要とする。</u>
DV被害者等 【変更なし】 ※表現の適正化	加害者等に居所が知られないよう努める。住民基本台帳の閲覧制限に該当する場合は公表しない。	住民基本台帳の閲覧制限に該当する場合は公表しない。
死者の情報 【変更なし】 ※表現の適正化	遺族の感情等に十分に配慮して取り扱う。	社会的関心や公益性を踏まえ、遺族の同意を得て公表する。

# 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について

令和6年3月19日  
危機対策・情報課

近年、北朝鮮による弾道ミサイル発射が頻発しており、他県では実際に弾道ミサイル発射に伴う全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達が発生している中、本県を対象としてJアラートが発令された際に取りべき行動を県民の皆さまに習得していただくため、弾道ミサイルを想定した避難訓練について、昨年11月以降、県内9か所で実施しました。

本訓練は、令和6年度も継続実施予定です。

## 1 訓練目的

Jアラート情報が発表された際に取りべき避難行動について、避難行動を学ぶ研修と実践を通じた訓練により、県民の理解を深める。併せて、本訓練を通じて県民への弾道ミサイルについての注意喚起を図る。

### ※ 弾道ミサイル発射に伴うJアラート情報発表時に取りべき避難行動

屋外にいる場合：近くの建物の中、又は地下に避難。建物がなければ、物陰に身を隠し、頭部を守る。

屋内にいる場合：爆風の被害を避けるため、窓のない部屋に避難し(できるだけ窓から離れ)て頭部を守る。

## 2 訓練実施状況

県内9か所で実施（うち6か所は新聞・テレビ報道）。訓練参加人数延べ約360人

No.	実施日	実施場所	参加人数	報道
1	R 5.11.12(日)	鳥取砂丘こどもの国【鳥取市】	約50人	有
2	R 5.11.13(月)	鳥取県立博物館【鳥取市】	59人	—
3	R 5.11.14(火)	わかさこども園【若桜町】	28人	有
4	R 5.12.6(水)	東部地区運転免許センター【鳥取市】	5人	—
5	R 6.1.30(火)	日吉津村役場【日吉津村】	約50人	有
6	同上	日吉津小学校【日吉津村】	48人	有
7	R 6.2.15(木)	日野町役場【日野町】	34人	—
8	R 6.2.20(火)	みなとテラス(境港市民センター)【境港市】	約50人	有
9	R 6.3.10(日)	みささ村公民館【三朝町】	約35人	有

## 3 訓練内容

- クイズを交えた「ミサイルが発射された際の避難行動」の説明（園児、児童、学生対象）
- 国民保護制度の基礎教養（市町村職員対象）
- ミサイル発射時の避難要領の講習（市町村職員、自主防災組織、民間企業対象）
- 模擬Jアラート音声を使用した避難訓練（共通）

## 4 実施成果等

- 訓練が報道に度々取り上げられたことで、ミサイル発射時の避難要領が訓練参加者に限らず多くの県民の目に触れることとなった。
- 訓練参加者からは「ミサイルの避難訓練は初めて参加した」「地震や火災と違って屋内に逃げ込むことを初めて知った」などの反響があった。また、参加した児童・学生からは「学んだことを家族にも伝えたい」との声もあり、訓練参加者家族への波及効果も期待される。
- 訓練時は市町村に見学等と呼び掛け、訓練手法等を学んでもらうことで、市町村が自発的に訓練や住民啓発を行う環境を整備し、県民が避難行動を学ぶ機会が加速化することを期待している。

### 〔訓練の様子〕



ミサイル発射時の避難行動の説明  
(わかさこども園)



屋内への避難行動の状況  
(日吉津小学校)



訓練状況のテレビ(NHK)報道  
(みなとテラス)

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第24報）

令和6年3月19日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る原子力規制委員会による審査状況等は次のとおりです（前回報告は2月22日です）。

### 1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。令和5年8月30日設計及び工事の計画認可。

#### (1) 審査

##### ア 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出2回、審査会合3回、ヒアリング27回（3月12日現在）。

2月22日に3回目の審査会合が開催され、非常用ディーゼル発電機に対するフィルタの追加設置等による火山灰への対応手順、フィルタベントの手順の妥当性等について説明した。原子力規制委員会から火山灰への対応に係る記載を拡充するよう指摘された。

##### イ 使用前事業者検査（前回報告から変化なし）

令和5年3月29日開始。安全対策工事が、設計及び工事の計画どおりに行われていること等を事業者自らが確認する検査。

令和5年9月11日に中国電力は使用前確認申請書を提出し、再稼働を令和6年8月と公表。

#### (2) 安全対策工事（前回報告から変化なし）

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年5月と公表。現在は防波壁の補強工事や津波漂流物対策工事等を行っている。

#### (3) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請。補正書提出1回、審査会合22回。

3月1日に21回目の審査会合（公開）及び3月15日に22回目の審査会合（非公開）が開催され、前者の審査会合で中国電力は、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置場所の地盤や周辺斜面が基準地震動に対して十分な安定性を有するとの評価結果を説明した。原子力規制委員会から概ね妥当であると評価された。

#### (4) 高経年化対策

平成30年2月7日申請。補正書提出4回、審査会合10回。

3月7日に10回目の審査会合が開催され、中国電力は昨年12月26日に提出した補正で追加した長期施設管理方針（配管の厚みの管理方法等）に関する補足説明を行った。原子力規制委員会から異論は出なかったが、説明資料における記載の適正化が求められた。

### 2 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合6回。

### 3 島根原子力発電所1号機廃止措置計画変更認可の審査

令和5年12月11日申請。審査会合1回。ヒアリング3回（3月12日現在）。

3月11日に中国電力は廃止措置計画変更認可申請書の補正書（1回目）を提出した。今回の補正は記載の適正化である。